

ワーク・ライフ・バランス等推進企業 評価基準

		配点	適用
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	10	女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定
	えるぼし3段階目	8	女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
	えるぼし2段階目	6	
	えるぼし1段階目	4	
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	10	次世代法第15条の2の規程に基づく認定
	くるみん(新基準)	8	平成29年4月1日以降の基準
	トライくるみん	6	
	くるみん(旧基準)	4	平成29年3月31日までの基準
若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)		8	
障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(もにす認定)		8	
「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証		8	
京都わかもの自立応援企業認証		8	
京都ハートフル企業認証		8	

※複数の認定認定等に該当する場合は、10点を上限として、その合計点とする。